

公 示

関税法施行令第22条第1項の規定に基づき、「気仙沼港における輸出入貨物の積卸場所を指定する公示」(平成10年塩掲示第1号)を全面改正し、「気仙沼港における外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所を指定する公示」として、平成17年4月1日から適用することとしたので公示します。

平成17年3月23日

塩釜税関支署長 村 上 猛 俊

記

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指 定 に 係 る 条 件
朝日埠頭1～3号岸壁	